

## 2章 国・都道府県・保険者の責務等

### 1 国の責務と事務

#### (1) 国の責務について

介護保険法5条1項

「国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。」

#### (2) 審議会の意見聴取

介護保険制度に関する重要事項を政省令で定める際には、様々な観点からの意見を十分に反映させるために、関係者や学識経験者の意見を広く聴取して、その意見を踏まえることが適当である。その観点から、厚生労働大臣は、介護報酬の算定基準やサービス提供事業者の人員・設備・運営に関する基準を定める条例にかかる基準の設定等に当たっては、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならないこととされている。



**KEYWORD** 社会保障審議会

社会保障審議会とは、法令によりその権限とされた事項を処理するとともに、社会保障および人口問題に関する重要事項の調査審議を行うために厚生労働省に設置された審議会である。学識経験者のなかから厚生労働大臣が任命する委員（30人以内）で組織されて、必要に応じて臨時委員・専門委員も任命されている。

### (3) 国の主な事務

|                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度運営に必要な各種基準等の設定                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>【各種基準の種類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定基準・要支援認定基準</li> <li>・介護報酬の算定基準</li> <li>・区分支給限度基準額</li> </ul> <b>【その他：被保険者に関する事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2号被保険者負担率（第2号被保険者の費用負担割合）</li> </ul> |
| 介護サービス基盤の整備に関する事務                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の保健医療の向上および福祉の増進のための匿名介護保険等関連情報の利用または提供</li> <li>・都道府県介護保険事業支援計画の作成上重要な技術的事項についての助言</li> <li>・市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画のもととなる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の策定</li> </ul>         |
| 介護保険事業の健全・円滑な運営のための指導・監督・助言                                                                                                                                                                                                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する介護保険事業の実施状況に関する報告請求</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務に関する報告徴収・実地検査</li> <li>・国民健康保険団体連合会が行う介護保険事業関係業務に関する指導監督</li> <li>・都道府県・市町村が行うサービス提供事業者等に対する指導監督業務等についての報告請求・助言・勧告</li> </ul> |

## 2 都道府県の責務と事務

### (1) 都道府県の責務について

都道府県の責務については、「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。」と規定され（法5条2項）、広域的な地方公共団体として市町村を支援することが求められる。



POINT

大都市特例

2011（平成23）年6月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）が公布、都道府県が処理する事務のうち政令で定めるものについては、指定都市または中核市が行うこととする大都市特例が設けられている。

## 演習問題

### □□□問題1 .....

第1号被保険者の保険料率の決定は、介護保険に関する市町村の事務である。

第1号被保険者の保険料率の決定は市町村の役割である。その他、保険料の普通徴収や特別徴収にかかる対象者の確認・通知、保険料滞納者に対する各種措置等も市町村の役割である。

▶解答 ○

### □□□問題2 .....

都道府県の役割として、指定市町村事務受託法人の指定を行う。

指定市町村事務受託法人とは、市町村から委託を受けて市町村の事務の一部を実施する法人である。居宅サービス等担当者に対する保険給付に関する照会等事務、要介護認知調査事務を受託することができる。

▶解答 ○

### □□□問題3 .....

地域支援事業支援交付金の交付は国の事務である。

地域支援事業支援交付金は市町村に対して交付される。国の事務ではなく、社会保険診療報酬支払基金が行う事務である。

▶解答 ×



#### POINT

社会保険診療報酬支払基金とは、保険医療機関・薬局からの診療に係る医療費の請求が正しいか審査したうえで、健康保険組合（保険者）等へ請求し、健康保険組合から支払われた医療費を保険医療機関へ支払いをしている。